# ひろせゆき行政書士事務所

# News Letter



2020秋号

発行/2020年10月15日 発行者/ひろせゆき行政書士事務所 TEL・FAX/03-4400-1182 MAIL/info@hiroseyuki-office.com 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-16 ワイムビジネスプラザ高田馬場504 https://hiroseyuki-office.com/

依然、新型コロナウィルスが心配されますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。 いつ何が起こるかわからないご時世、遺言書のお問合せが増えております。 ひろせゆき行政書士事務所では、平成30年成立の民法改正により相続に関するルールが大きく変 わったことを受け、遺言書・相続に関する改正点を中心にNews Letterを発行しております。



## 特別寄与料の新設

息子の嫁など相続人以外の親族が、被相 続人の療養看護などを無償で行っていたよ うな場合、相続人に対して金銭の支払い (特別寄与料)を請求することができるよ うになりました。

期限:①相続開始を知った時から6ヵ月

②相続開始から|年以内

とはいっても、相続人らに自ら請求する 必要があるため、言い出しにくいというこ とがあるのではないでしょうか。感謝の気 持ちを形にするためにも、遺言書で指定し てあげたいものです。

# 遺留分侵害請求

不平等な内容の遺言書により、相続財産 がもらえなくなったような一定の相続人は、 多くもらい過ぎている人に最低限の金銭を 請求することができます。侵害している相 手に対し、口頭で遺留分を請求することで も足りますが、内容証明郵便で遺留分請求 の意思を伝えた方が証拠となるでしょう。

兄弟姉妹には遺留分はありません。

期限:①相続開始と遺留分侵害を知った時 から1年 ②相続開始時から10年

## 成年後見制度とは?

成年後見制度とは、認知症や精神障害な どの理由で判断能力の不十分な方々を保護 する制度です。大きく分けると、①法定後 見制度と②任意後見制度の二つがあります。

### ①法定後見制度

本人の判断能力が不十分になってから、家 族などが家庭裁判所に申立てることで、裁 判所によって選ばれた弁護士などが成年後 見人等として、本人の利益を考えながら、 本人を代理して契約したり、本人が同意を 得ないでした買い物などを取り消したりす ることで、本人を保護・支援します。

#### ②任意後見制度

本人の判断能力が十分あるうちに、自ら選 んだ代理人(任意後見人)と契約し、将来 認知症や精神障害などで判断能力が不十分 になった時から財産管理等の支援を受ける 制度です。子どもなど、本人が信頼してい る人と契約できるという大きなメリットが あり、契約は公正証書で行います。判断能 力が不十分になってからの契約はできませ ん。2025年には高齢者の5人に1人は認知症 になる予測がある今、老後に備えた安心の 制度です。